

# 参考資料

---

- 秋田市の現況
- 策定経過
- 部門別の個別計画
- これまでの総合計画

## ○秋田市の現況

### 1 地勢

秋田市は、本州の東北、秋田県の日本海沿岸地域の中央部に位置しており、905.67km<sup>2</sup>の市域を持ち、緑豊かな山と川、海などの自然環境に恵まれています。

市街地は秋田平野の中央部に広がり、田園地帯が市街地を取り囲んでいます。東部には、標高1,170.5mの太平山をはじめ、秋田杉やブナにおおわれた出羽山地が広がり、畠谷峡や筑紫森といった景勝地が点在しています。

海岸線は単調であり、延長約23.5km、海岸線から1～2kmには、砂丘地が南北に走っています。

南東部から北西部にかけて雄物川が貫流し、流域には平坦で生産力の高い肥沃な耕地が広がっています。



## 2 歴史

秋田市の開発は、天平5年(733年)、時の政府が北辺の政治や交易の拠点として高清水の丘に出羽柵、後の秋田城を設置したことにさかのぼります。

秋田城は、当時、中国東北地方に位置していた渤海国をはじめとする大陸との外交窓口としての役割も担っていたと考えられています。

中世には、安東氏が現在の土崎地区に湊城を構え、土崎湊は、重要な港を数え上げた三津七湊(さんしんしちそう)に名を連ねる全国有数の港町として栄え、地域の政治・経済・文化の中心として繁栄しました。

その後、慶長7年(1602年)、佐竹氏が常陸から秋田へ国替えとなり、現在の千秋公園の地に新たに久保田城を築城するとともに、今日の中心市街地の原型となる城下町を建設しました。

久保田城下町は、藩政期を通じ政治の拠点として、また、土崎湊を通じた北前船航路や雄物川水運の物流拠点として繁栄し、それにぎわいや活発な交流が、今日に息づく豊かな文化をはぐくんできました。

明治以降は、県庁所在地として引き続き拠点都市としての機能を担い、明治22年(1889年)に市制を施行した後は、周辺町村との合併や雄物川放水路の開削、秋田港と秋田運河の改修、工業地帯の造成、秋田新幹線をはじめとする交通運輸機関の整備などにより、市勢はめざましい発展を遂げました。

このような歴史により、北日本、日本海沿岸地域の要となる都市としての機能を培ってきた秋田市は、平成9年(1997年)に中核市に移行、17年(2005年)には旧河辺町・旧雄和町と合併し、21年(2009年)には市制120周年を迎えました。

## 3 産業構造

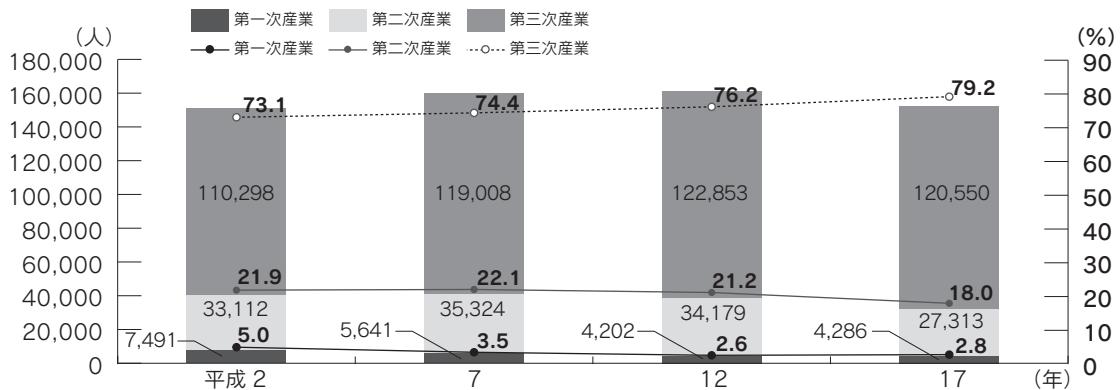
### (1) 全体概要

産業別の就業者数の推移について、平成2年以降の国勢調査結果で見ると、第一次産業と第二次産業への就業者数が減少し、第三次産業への就業者数は増加しています。具体的には、全就業者数に対する第一次産業の就業者数の割合は、2年の5.0%から17年には2.8%に減少しています。第二次産業の就業者数の割合は、2年の21.9%から7年には22.1%に上昇したものの、17年には18.0%に減少しています。第三次産業の就業者数の割合は、73.1%から79.2%に増加しています。

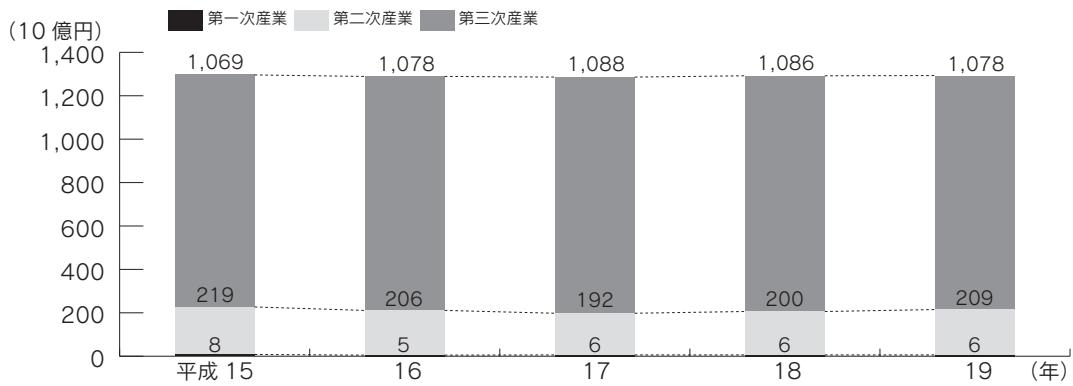
また、産業別市内総生産は、経済情勢の変化の影響を受けながらも、約1兆2千億円とほぼ横ばいで推移しています。

具体的には、第一次産業は、15年は約83億円の生産額でしたが、平成16年以降は約60億円程度で推移しています。第二次産業は、15年には約2,192億円でしたが、17年には約1,922億円まで減少しました。その後、増加に転じ、19年には約2,096億円まで増加しています。業種別で見ると、特に建設業の減少が大きくなっています。第三次産業は、17年には約1兆882億円となっていましたが、その後、19年には約1兆783億円まで約100億円程度減少しています。業種別で見ると、民間非営利サービス生産者の増加割合が高くなっているものの、卸売・小売業および金融・保険業が下落しています。

### 産業3区分別従業者数とその割合の推移



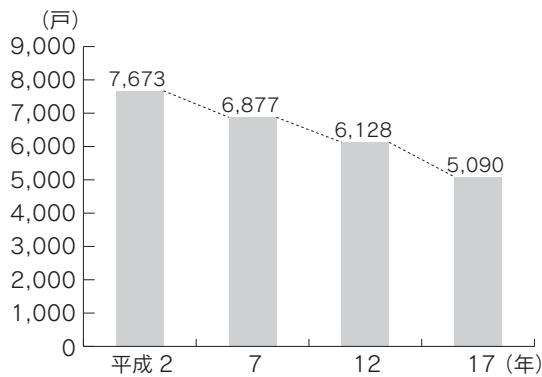
### 産業別市内総生産の推移



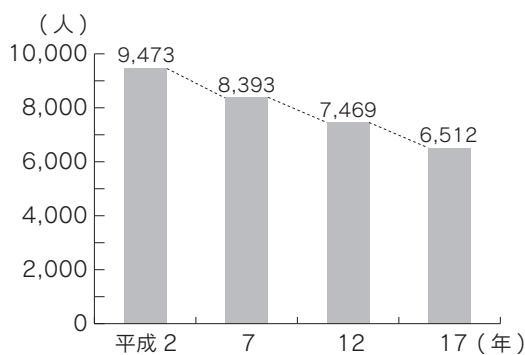
## (2) 農林水産業

平成17年における本市の総農家数は、5,090戸、農業就業人口は6,512人、経営耕地面積は7,446haとなっています。2年からの推移を見ると、いずれも減少傾向にありますが、特に総農家数の減少が顕著となっています。

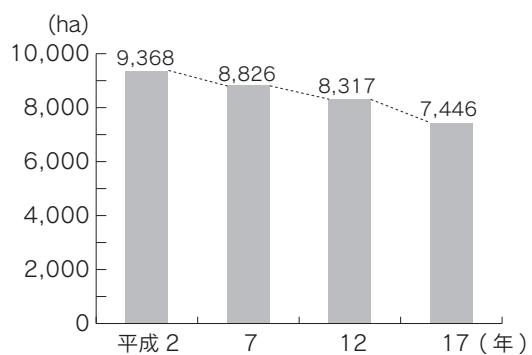
### 農家数の推移



農業就業人口の推移



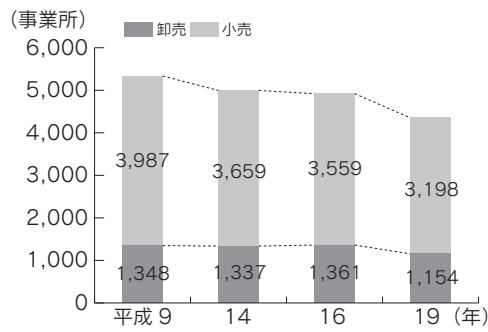
経営耕地面積の推移



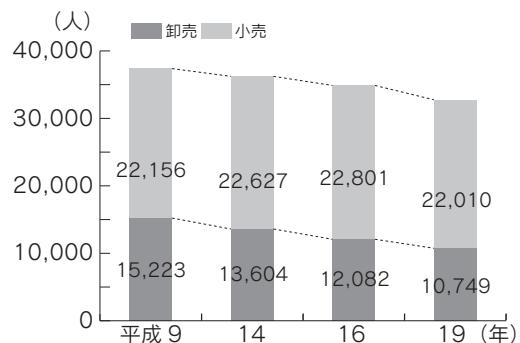
### (3) 商業(卸売・小売業)

商業(卸売・小売業)の平成19年における事業所数は4,352事業所、従業者数は32,759人、年間販売額は1兆2,552億円となっています。9年からの推移を見ると、事業所数、従業者数は減少を続けています。また、年間販売額も減少傾向にあり、19年には9年と比較して36.3%も減少しています。

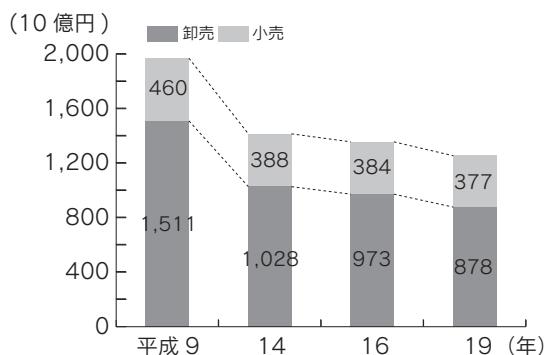
事業所数の推移



従業者数の推移



年間販売額の推移



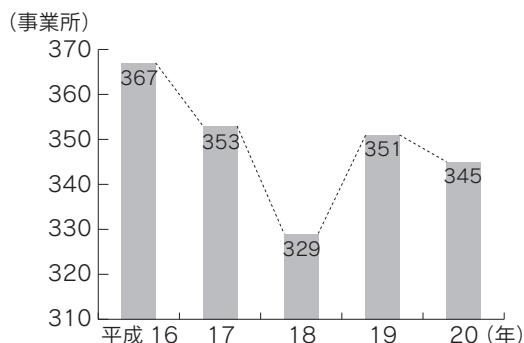
#### (4) 製造業

製造業の平成20年における事業所数は345事業所で、従業者数は12,784人、製造品出荷額は3,270億円となっています。16年からの5年間では、事業所数、従業者数および製造品出荷額は、ともに一時的な持ち直しはあるものの、全般的に減少傾向にあります。

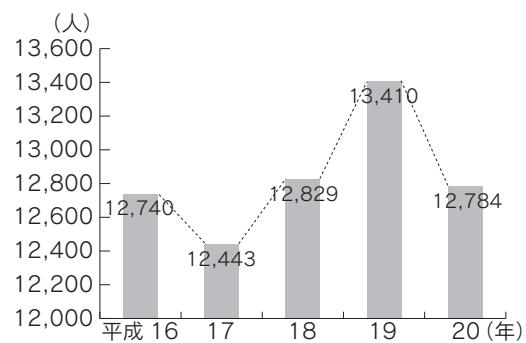
また、産業中分類別に製造品出荷額を見ると、電子部品・デバイス・電子回路製造業、パルプ・紙・紙加工製造業、化学工業、食料品製造業および金属製品製造業の出荷額が高く、17年との比較では、プラスチック製品製造業、化学工業、機械製造業、繊維工業および鉄鋼業が大きく増加しています。特に、プラスチック製品製造業は、4倍近くの伸びを示しています。

一方、電子部品・デバイス・電子回路製造業、木材・木製品製造業および印刷・同関連業は減少しています。

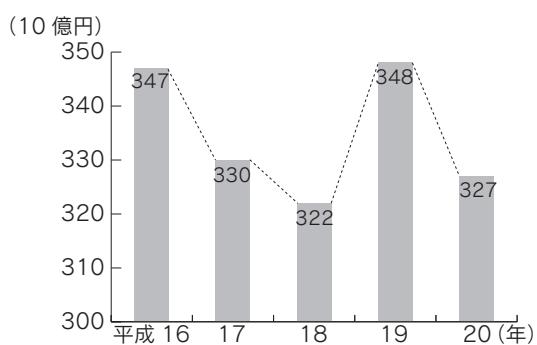
事務所数の推移



従業者数の推移



製造品出荷額の推移



### 産業中分類別年間製造品出荷額の推移

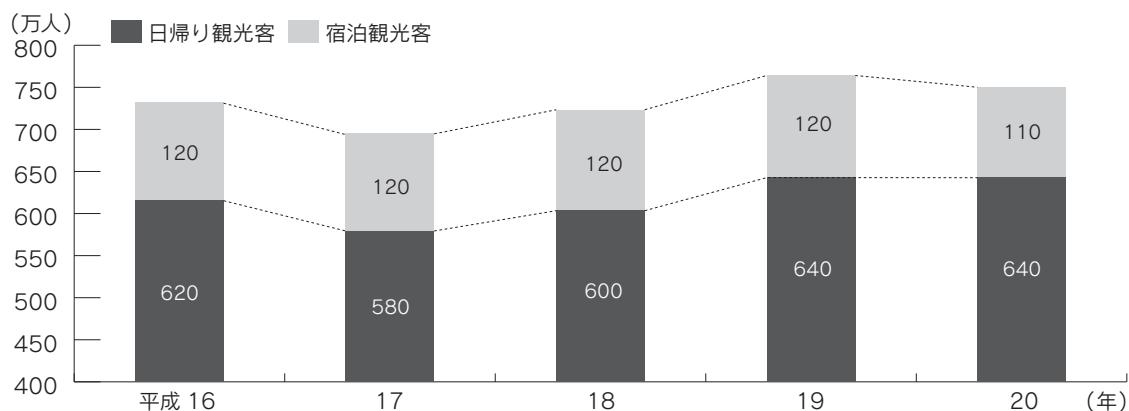
	平成17年	平成20年	増減率
食料品製造業	43,604	37,378	-14.3%
飲料・たばこ・飼料製造業	7,003	6,038	-13.8%
繊維工業	2,223	3,155	41.9%
木材・木製品製造業	33,039	25,707	-22.2%
パルプ・紙・紙加工品製造業	37,426	43,262	15.6%
印刷・同関連業	8,051	6,389	-20.7%
化学工業	21,185	40,280	90.1%
石油製品・石炭製品製造業	923	939	1.7%
プラスチック製品製造業	656	2,608	297.6%
窯業・土石製品製造業	14,067	17,099	21.6%
鉄鋼業	8,702	12,016	38.1%
非鉄金属製造業	18,462	16,246	-12.0%
金属製品製造業	23,701	31,024	30.9%
電子部品・デバイス・電子回路製造業	92,631	61,938	-33.1%
機械製造業	12,547	19,634	56.5%
その他製造業	3,024	2,505	-17.2%

### (5) 観光

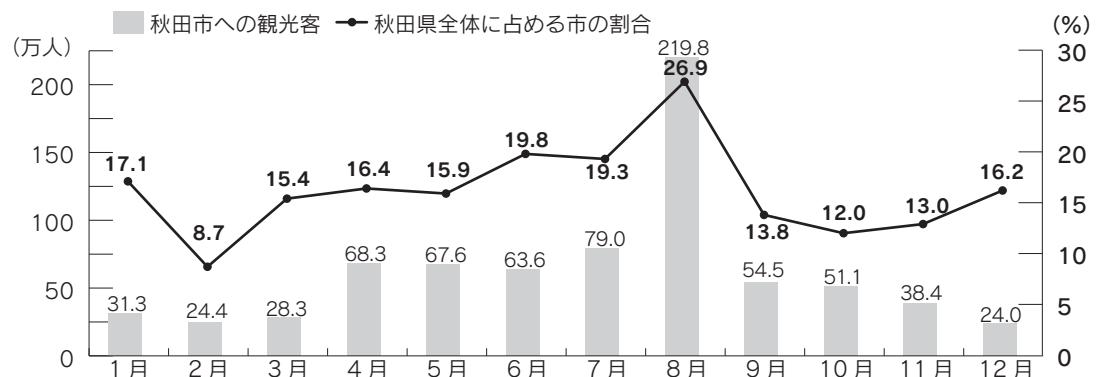
観光入込客数は、平成16年以降増減を繰り返しながら推移しており、20年には約750万人となっています。20年の秋田県の観光客数が4,300万人であることから、県全体の約17%が本市の観光客となっています。

観光客の多くは日帰りで、月別では竿燈まつりが開催される8月に年間観光客数の約3割が集中しています。

#### 観光客数の推移



#### 月別観光入込客数の推移(平成20年)



## 4 都市環境

### (1) 土地利用と都市計画

秋田市は、平成17年1月の旧河辺町・旧雄和町との市町合併により、905.67km<sup>2</sup>の行政区域面積を有し、その約73%が森林など、約27%が住宅地や産業用地、農地、道路などとなっています。

また、秋田都市計画区域と河辺都市計画区域の二つの都市計画区域を有しており、その面積は市域の約46%にあたる414.37km<sup>2</sup>となっています。

秋田都市計画区域は、市街化を促進する市街化区域\*と抑制する市街化調整区域\*に区分され、市街化区域は、市域の約8%にあたる74.24km<sup>2</sup>となっています。また、用途地域も定められ市街化の計画的な促進がはかられています。

河辺都市計画区域は、旧河辺町と旧雄和町の一部の約104.50km<sup>2</sup>となっており、市街化区域と市街化調整区域の区分はされていませんが、部分的に用途地域を定めるなど、土地利用の誘導をはかっています。

#### 秋田市の都市計画区域



##### \*市街化区域・市街化調整区域

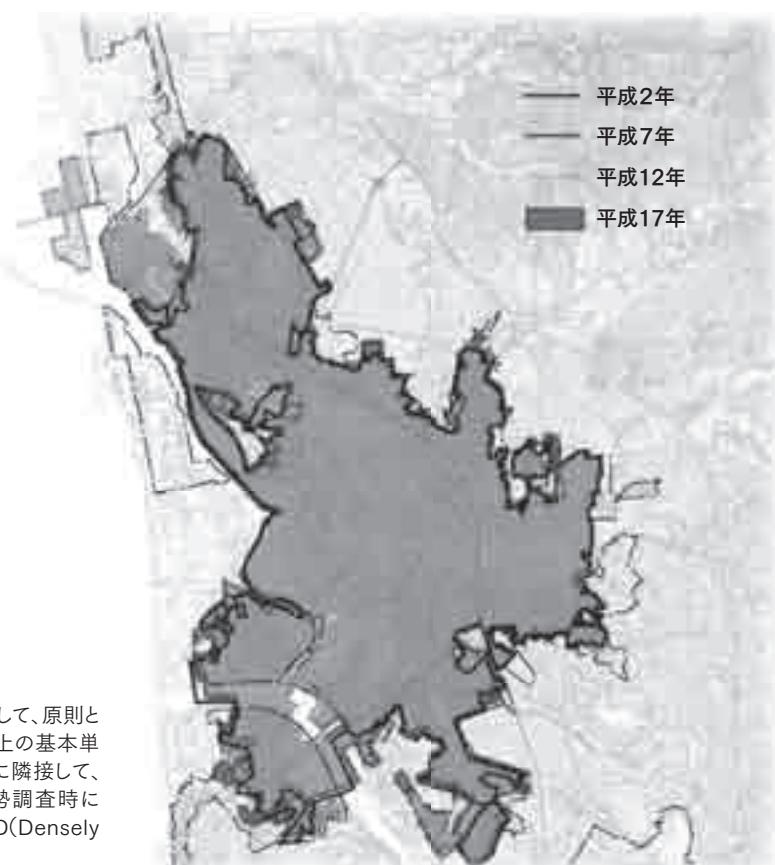
都市計画法による都市計画区域のうち、市街化区域は、すでに市街地を形成している区域および、おおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化をはかるべき区域。市街化調整区域は、市街化を抑制する区域のこと、無秩序な市街化を防止するために定められた区域。

	面積(km <sup>2</sup> )	割合	備考
秋田都市計画区域	309.87	34.2%	太平・仁別・上新城・下浜の一部を除く旧秋田市行政区域460.10km <sup>2</sup> の67.3%を指定
市街化区域	74.24	8.2%	
市街化調整区域	235.63	26.0%	
河辺都市計画区域	104.5	11.5%	旧河辺町行政区域のうちの56.25km <sup>2</sup> と旧雄和町行政区域のうちの48.25km <sup>2</sup> を指定
都市計画区域外	491.3	54.3%	行政区域のうち、秋田都市計画区域、河辺都市計画区域いずれにも指定されていない区域
全体	905.67	100.0%	

## (2) 市街化動向

秋田市内における人口集中地区面積は、平成17年において、約53.6km<sup>2</sup>と7年からの10年間で3.2km<sup>2</sup>増加し、市街地北西部を中心に樹林地や農地を徐々に宅地化しながら拡大しています。また、人口集中地区※の人口は17年に約263,500人となり、7年からの10年間で3,900人増加しています。人口集中地区の人口密度は、7年以降減少傾向にあり、17年には4,915.8人/km<sup>2</sup>となっています。

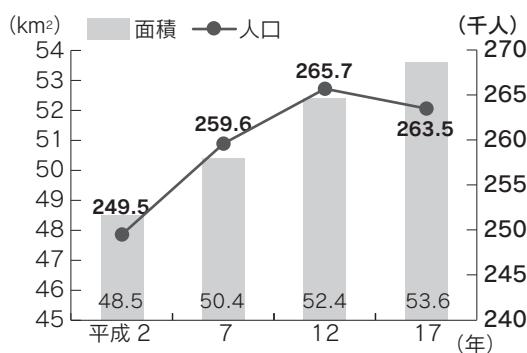
中心市街地は、空き店舗の増加や遊休地の増加により空洞化の傾向にあります。郊外地域には、自動車利用型の商業施設が形成され、秋田駅東地区では、駅周辺の開発や都市施設の整備などの波を受け、幹線道路沿線などに商業・業務施設の立地が進んでいます。



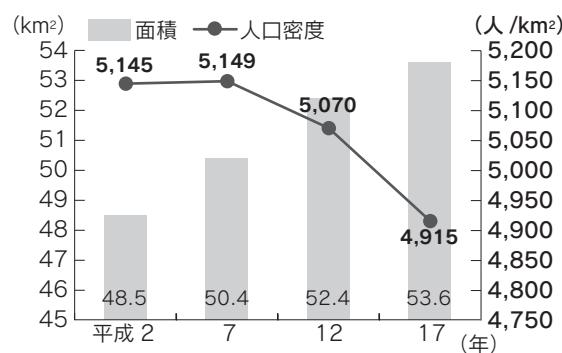
### ※人口集中地区

国勢調査基本単位区等を基礎単位として、原則として人口密度が1km<sup>2</sup>あたり4,000人以上の基本単位区等が市区町村の境域内で互いに隣接して、それらの隣接した地域の人口が国勢調査時に5,000人以上を有する地域でDID(Densely Inhabited District の略)という。

DIDの面積と人口の推移



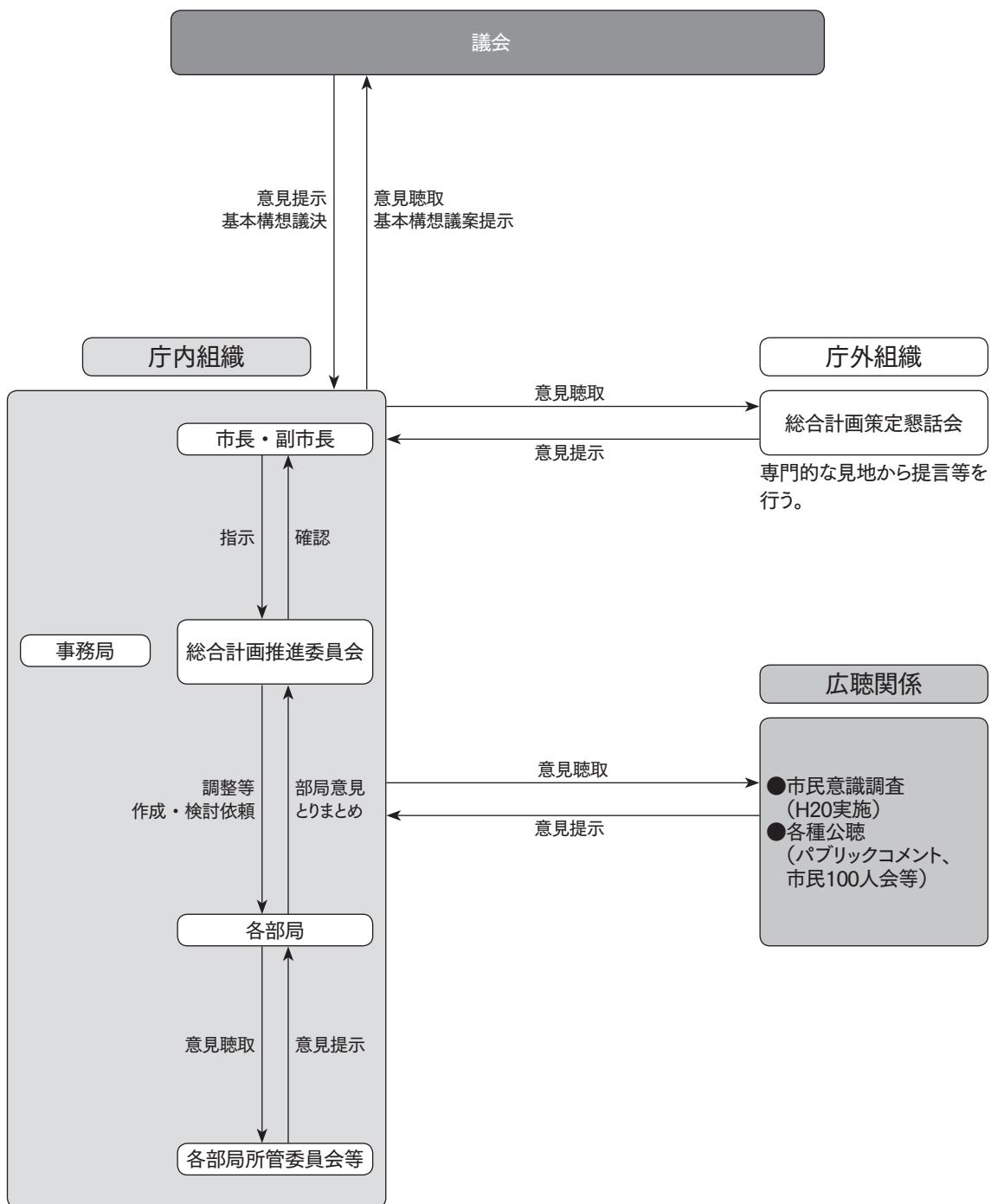
DIDの面積と人口密度の推移



## ○策定経過

### 1 策定体制

#### (1) 県都『あきた』成長プラン策定体制



## (2) 秋田市総合計画策定懇話会設置要綱

平成22年5月19日 市長決裁

## (設置)

第1条 秋田市総合計画(以下「総合計画」という。)の策定にあたり、秋田市総合計画策定懇話会(以下「懇話会」という。)を設置する。

## (所掌事務)

第2条 懇話会は、次の事務を所掌する。

- (1) 総合計画策定に関わる助言、提言を行うこと。
- (2) その他総合計画の策定に必要な事項に関すること。

## (委嘱)

第3条 委員は、市長が委嘱する。

- 2 委員の定数は15名以内とする。
- 3 委員の任期は、委嘱の日から平成23年3月31日までとする。

## (会長等)

第4条 懇話会に会長を置き、委員の中から互選する。

- 2 懇話会に副会長を置き、会長が指名する。
- 3 会長は、会務を総理し、懇話会を代表する。
- 4 会長に事故ある場合においては、副会長、または、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

## (会議)

第5条 懇話会の会議は、市長が招集し、会長が議長となる。

## (事務局)

第6条 懇話会に事務局を置き、事務局員は、企画調整部企画調整課の職員をもって充てる。

## (委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営その他に關し必要な事項は、市長が別に定める。

※附則は省略

## 【秋田市総合計画策定懇話会 委員名簿】

氏名	所属・役職等
小国 輝也	(株)菓子舗榮太樓 代表取締役社長
○木村 一裕	秋田大学工学資源学部土木環境工学科教授
熊谷 佑一	社会福祉法人秋田聖徳会 常務理事
今野 仁	オレンジヘッド代表
境田 未希	(株)境田商事
○佐藤 裕之	羽後設備(株) 代表取締役社長

氏名	所属・役職等
中田 真一	秋田大学大学院工学資源学研究科教授
野口 良孝	秋田市西部地域住民自治協議会 会長
前中 ひろみ	国際教養大学グローバルスタディーズ課程長
山崎 純	特定非営利活動法人 子育て応援Seed理事長
山本 まゆみ	マックスバリュ東北(株) 環境・社会貢献部長
渡邊 剛	秋田ゼロックス(株)取締役相談役

(敬称略・五十音順／○会長、○副会長)

(設置)

第1条 市行政の効率的な運営を図るため、秋田市行政審議委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務について審議し、市長に意見を具申する。

- (1) 総合計画の策定および変更に関すること。
- (2) 重要又は新たな政策に関すること。
- (3) 行政上の機構および組織ならびにこれらの運営に関すること。
- (4) その他市長が特に命じた事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長および委員をもって組織する。

2 委員長、副委員長および委員は、次の職にある者をもって充てる。

委員長 石井副市長

副委員長 中川副市長

委員 教育長、総務部長、企画調整部長、財政部長、市民生活部長、地域振興部長、福祉保健部長、保健所長、環境部長、商工部長、農林部長、建設部長、都市整備部長、市勢活性化推進本部長、会計管理者、秋田公立美術工芸短期大学事務局長、市立秋田総合病院事務局長、上下水道事業管理者および消防長

3 委員会に臨時委員を置くことができる。

(委員長および副委員長)

第4条 委員長は、委員会の会務を総理する。

2 副委員長は、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、委員長が招集し、委員長は、その議長となる。

(幹事)

第6条 委員会に幹事を置き、幹事は、企画調整部次長、企画調整課長および企画調整課長補佐の職にあるものをもって充てる。

2 幹事は、委員長の命を受けて委員会の事務に従事する。

(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営その他に關し必要な事項は、委員長が定める。

※附則は省略

**(4) 秋田市総合計画推進委員会設置要綱**

平成19年5月25日 市長決裁

## (設置)

第1条 第11次秋田市総合計画(以下「総合計画」という。)に定める将来都市像の実現に向け、施策、事業等の効果的かつ着実な推進を図るため、秋田市総合計画推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

## (所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 総合計画の進ちょく管理に関すること。
- (2) 期間計画の変更および見直しに関すること。
- (3) 特定事項の検討および調整に関すること。
- (4) 次期総合計画の策定に向けた検討に関すること。
- (5) その他総合計画の推進に関し必要な事項の調整に関すること。

## (組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長および委員をもって組織する。

2 委員長、副委員長および委員は、次の職にある者をもって充てる。

委員長 石井副市長

副委員長 中川副市長

委員 教育長、総務部長、企画調整部長、財政部長、市民生活部長、地域振興部長、福祉保健部長、保健所長、環境部長、商工部長、農林部長、建設部長、都市整備部長、市勢活性化推進本部長、会計管理者、秋田公立美術工芸短期大学事務局長、市立秋田総合病院事務局長、上下水道事業管理者および消防長

3 委員会に臨時委員を置くことができる。

## (委員長および副委員長)

第4条 委員長は、委員会の会務を総理する。

2 副委員長は、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

## (会議)

第5条 委員長は、会議を招集し、その議長となる。

## (部会)

第6条 委員会の発意又は特定事項に関する部局の要請により、委員会に総合計画推進部会(以下「部会」という。)を置くことができる。

2 部会は、部会長、部会長代理および部会員をもって組織する。

3 部会の構成は、別表のとおりとする。

4 部会長および部会長代理は、委員長が指名する。

5 部会員は、部会長が指名する。

6 部会長は、部会を招集し、その議長となる。

7 部会長代理は、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。

8 部会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 市長の指示による重要施策の検討および調整に関すること。
- (2) その他特定事項の検討および調整に関すること。

9 部会長は、部会の審議の経過および結果を委員会に報告するものとする。  
 (庶務)

第7条 委員会の庶務は、企画調整部企画調整課において処理する。

2 部会の庶務は、部会長が指定する課所室において処理する。  
 (委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

※附則は省略

#### 別表

部会名称	部会長	部会長代理	部会員
家族・地域の絆づくり 推進部会	企画調整部 次長	教育委員会 教育次長	地域振興部次長 福祉保健部次長 保健所次長 環境部次長 商工部次長
地方分権改革推進部会	企画調整部 次長	財政部次長	総務部次長 市民生活部次長 地域振興部次長 福祉保健部次長 保健所次長 環境部次長 商工部次長 農林部次長 建設部次長 都市整備部次長 秋田公立美術工芸短期大学事務局次長 市立病院事務局次長 会計課長 教育委員会教育次長 消防本部消防次長 上下水道局次長

## 2 策定経過

	策定懇話会	市議会	市民広聴	府内委員会
平成22年 5月				5/19 総合計画推進委員会 (基本的な考え方等の決定)
6月	6/2 総合計画策定懇話会 (基本的な考え方等の説明)	6/21 市議会総務委員会 (次期秋田市総合計画について)		
8月	8/19 総合計画策定懇話会 (基本構想原案の提示)			8/9 総合計画推進委員会 (基本構想原案の検討)
9月		9/27 市議会総務委員会 (基本構想原案について)	基本構想原案への意見募集 (パブリックコメント、市民100人会)	
11月	11/2 総合計画策定懇話会 (基本構想案・推進計画原案の提示)	11/9 閉会中市議会総務委員会 (基本構想案について)		11/2 総合計画推進委員会 (基本構想案の調整・推進計画原案の検討)
12月		11/24 市議会全員協議会 (基本構想案について)		11/15 行政審議委員会 (基本構想案の審議)
		12/16 市議会総務委員会 (基本構想案の審議) ※会派意見募集(1/11まで)		
平成23年 1月		12/22 市議会本会議 (基本構想の議決)	推進計画原案への意見募集 (パブリックコメント、市民100人会)	
2月	2/16 総合計画策定懇話会 (推進計画案の提示)			2/9 総合計画推進委員会 (推進計画案の調整)
3月		3/10 市議会総務委員会 (推進計画案について)		

参考資料

### 3 市民広聴の結果

#### (1) 基本構想原案に対する市民からの意見

- 募集期間 平成22年8月25日～9月13日
- 提出者数 52人
- 意見の概要

#### 問1 見やすさ・わかりやすさについて

	人数(人)	割合(%)
A とてもわかりやすい	6	11.5
B わかりやすい	30	57.7
C わかりにくい	5	9.6
D 非常にわかりにくい	0	0
E どちらともいえない	9	17.3
F 無回答	2	3.9
合計	52	100

#### 問2 成長戦略について

	人数(人)	割合(%)
A とてもよいと思う	10	19.2
B よいと思う	24	46.2
C あまりよくないと思う	5	9.6
D 非常によくないと思う	0	0
E わからない	10	19.2
F 無回答	3	5.8
合計	52	100

#### (2) 推進計画原案に対する市民からの意見

- 募集期間 平成22年12月22日～平成23年1月11日
- 提出者数 38人
- 意見の概要

#### 問1 わかりやすさについて

	人数(人)	割合(%)
A とてもわかりやすい	6	15.8
B わかりやすい	17	44.7
C わかりにくい	7	18.4
D 非常にわかりにくい	0	0
E どちらともいえない	8	21.1
F 無回答	0	0
合計	38	100

#### 問2 内容について

	人数(人)	割合(%)
A 適切な内容である	18	47.4
B ある程度は盛り込まれている	14	36.8
C あまり盛り込まれていない	0	0
D 適切に盛り込まれていない	1	2.6
E どちらともいえない	3	7.9
F 無回答	2	5.3
合計	38	100

## ○部門別の個別計画

本総合計画は、基本理念「ともにつくり ともに生きる 人・まち・くらし」の実現のために、5つの将来都市像を掲げています。5つの将来都市像に位置づけられるそれぞれのまちづくりは、様々な取組や事業によって進められるものです。

本総合計画では、これらの取組や事業を目的別に体系化し、推進することとしており、また、商工業や農業、観光、福祉、教育などの各部門においても、個別の計画を策定し、より具体的な施策推進の方策を定めています。

この部門ごとの個別の計画については、総合計画と一体となって進められていくものであり、また総合計画の推進のための支えとなるものです。それらの計画の一部について、将来都市像ごとにまとめ、記載しました。

### 総合計画の推進にかかわる計画

計画名	計画期間
県都『あきた』改革プラン(第5次秋田市行政改革大綱)	平成23年度～26年度
第三次秋田市定員適正化計画	平成17年度～26年度
秋田市職員研修基本計画	平成23年度～27年度

### すべての将来都市像にかかわる計画

計画名	計画期間
緑あふれる新県都プラン	平成17年度～27年度
秋田市過疎地域自立促進計画	平成23年度～27年度

### 「豊かで活力に満ちたまち」にかかわる計画

計画名	計画期間
秋田市商業振興ビジョン	平成19年度～27年度
秋田市貿易振興ビジョン2004	平成16年度～25年度
秋田市農林水産業・農村振興基本計画	平成23年度～27年度
農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想	平成18年度～27年度
秋田農業振興地域整備計画書	平成18年度～27年度
秋田市観光振興計画	平成18年度～27年度
秋田市大森山動物園再整備計画	平成19年度～27年度
秋田市グリーン・ツーリズム推進計画	平成18年度～27年度
秋田市中心市街地活性化基本計画	平成20年度～24年度

### 「緑あふれる環境を備えた快適なまち」にかかる計画

計画名	計画期間
秋田市環境基本計画	平成19年度～27年度
エコあきた行動計画	平成20年度～24年度
秋田市一般廃棄物処理基本計画	平成19年度～27年度
第6期秋田市分別収集計画	平成23年度～27年度
秋田市地球温暖化対策実行計画	平成23年度～
第6次秋田市総合都市計画	平成23年度～42年度
第3次秋田市国土利用計画	平成23年度～32年度
秋田市緑の基本計画	平成20年度～29年度
秋田市住生活基本計画	平成23年度～32年度
秋田市耐震改修促進計画	平成19年度～27年度
秋田市水道事業基本計画	平成19年度～28年度
秋田市下水道事業基本計画	平成21年度～30年度
秋田水環境創造計画	平成19年度～23年度
秋田市バリアフリー基本構想	平成23年度～32年度

### 「健康で安全安心に暮らせるまち」にかかる計画

計画名	計画期間
秋田市地域防災計画	平成20年度～
秋田市水防計画	平成23年度(年度ごとに策定)
秋田市国民保護計画	平成18年度～
秋田市危機管理計画	平成22年度～
第9次秋田市交通安全計画	平成23年度～27年度
平成23年度秋田市食品衛生監視指導計画	平成23年度(年度ごとに策定)
健康あきた市21	平成15年度～24年度
市立秋田総合病院中期経営計画	平成21年度～23年度
秋田市消防本部の将来構想	平成18年度～27年度

### 「家族と地域が支えあう元気なまち」にかかる計画

計画名	計画期間
家族・地域の絆づくり行動計画	平成21年度～27年度
秋田市男女共生社会への市民行動計画(第3次改訂)	平成19年度～24年度
第2次秋田市地域福祉計画	平成21年度～25年度
秋田市次世代育成支援行動計画	平成22年度～26年度
第3次秋田市障害者プラン(障害福祉計画)	平成19年度～24年度 (19年度～23年度)
第6次秋田市高齢者プラン	平成21年度～23年度

## 「人と文化をはぐくむ誇れるまち」にかかる計画

計画名	計画期間
第2次秋田市スポーツ振興マスタープラン	平成23年度～27年度
秋田市国際交流マスタープラン	平成23年度～27年度
第4次秋田市社会教育中期計画	平成23年度～27年度
秋田市教育ビジョン	平成20年度～24年度

## ○これまでの総合計画

市政推進の基本となる総合計画については、昭和36年の第1次計画（「秋田市の現状と将来の展望」）策定以来、おおむね5年ごとに第11次までの見直しを行い、時代の変化にあわせて本市がめざすべき方向を定めてきました。

区分	策定年	構想目標年次(期間)	基本計画年次(前期／後期)
第1次	昭和36年	昭和41年(5年)	昭36年～昭40年／昭41年～昭45年
第2次	昭和41年	昭和50年(10年)	昭41年～昭45年／昭46年～昭50年
第3次	昭和46年	昭和60年(15年)	昭46年～昭50年／昭51年～昭55年
第4次	昭和51年	昭和60年(10年)	昭51年～昭55年／昭56年～昭60年
第5次	昭和57年	平成2年(8年)	昭56年～昭60年／昭61年～平2年
第6次	昭和61年	平成12年(15年)	昭61年～平2年／平3年～平7年
第7次	平成3年	平成12年(10年)	平3年～平7年／平8年～平12年
第8次	平成8年	平成17年(10年)	平8年～平12年／平13年～平17年
第9次	平成13年	平成22年(10年)	平13年～平17年／平18年～平22年
第10次	平成15年	平成22年(8年)	平15年～平17年／平18年～平22年
第11次	平成19年	平成27年(9年)	平19年～平21年／平22年～平24年／平25年～平27年

※目標年次・計画年次は策定時のものです。